

Title	中国古代の色による身分表示：特に漢代の綬について
Sub Title	Social status in ancient China as depicted in color : a study with special reference to "Ju" (Ribon) in the Han Period
Author	横野, 秀昭(Yokono, Hideaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.4 (1986. 5) ,p.47(317)- 64(334)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860500-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国古代の色による身分表示

——特に漢代の綬について——

横 野 秀 昭

『漢書』夏侯勝伝第四十五には、昭帝、宣帝の頃の儒者である夏侯勝の次のような言がみえている。

士経術に明ならざるを病む。経術苟も明なれば、其れ青紫を取ることに、俛して地芥を拾うが如きのみ。

學術明ならざれば、歸りて耕すに如かず。

門生に講授する際、勝が常に口にしていた言葉であるが、経学を身につければ容易に獲得できるとする「青紫」とは、具体的に如何なる器物の色を指しているのであろうか。この箇所に対する顔師古の注は、「青紫、卿大夫服也。」とし、服色と解釈しているのであるが、『漢書補注』に王鳴盛は、宋代の学者葉夢得の次のような反駁を引用している。

葉夢得云えり、「漢の丞相、太尉は皆金印紫綬、御史大夫は銀印青綬なり。此れ三府官の極崇なる者なり。（夏侯）勝の『青紫』と云うは此れを謂う。顔（師古）当時見る所に据りて、誤りて以て卿大夫の服と為す。漢の卿大夫は蓋し、未だ青紫を服さざるなり。」と。葉説是なり。

王鳴盛が支持した葉夢得の解釈は、「青紫」を青綬、紫綬というように、三公の綬色としていたのである。これに拠れば、先の夏侯勝の言は、経学の重要性を説き、それを学びとりさえすれば、三公の地位にさえのぼることができる、弟子達を鼓舞したものと理解しうるのであるが、注目すべきは、ある特定の印綬を手にいれることが高位高官に就くこととされている点、またその綬を「青綬、紫綬」と記さず、ただ「青紫」と記している点である。

る。

二

それでは綬について、その機能、形状について説明する必要があるかと思うが、まずその具有する機能を知らう。次で次にあげる史料は参考になる。

前漢、呉の人朱買臣は、妻にも逃げられるほどのひどく貧乏な暮らしをしていたのであるが、書物をはなすことはなかった。やがて運がめぐってきたのか、彼は小役人から会稽太守に抜擢される。

拜して（会稽）太守と為るや、買臣故の衣を衣、其の印綬を懷き、歩いて郡邸に帰る。上計の時に直り、会稽の吏方に相い与に羣飲し、買臣を視ず。買臣室中に入るも、守邸与に共食す。食且に飽きんとするに、少しく其の綬を見る。守邸之れを怪しみ、前みて其の綬を引き、其の印を視れば、会稽太守の章なり。

以下、その印綬が紛れもない本物であることを知り、一同中庭にて買臣に拝謁したことが語られる。この『漢書』朱買臣伝第三十四上の逸話より、普段うだつのあがらない人物が一躍郡太守の地位に就いた時、平素の彼を知っ

ているがためにそれを信用できない人々に、その事実を認識させた器物こそ、これより問題とする印綬であったことが知られる。よって印綬はその機能として、その賜与は任官を意味すること、それを身につけている人物の官職を可視的に外に知らしめる、以上を具有するものであるということができる。

ところで、漢代の官制にあつて、印綬の賜与は任官を、その収奪は免官を、その返却は辞任を意味するものである。それらの記事は漢代の正史にしばしば現れるが、任官の場合「印綬を賜う」、「印綬を受（授）く」、「印綬を与う」などと記され、免官の場合は「印綬を収む」、「印綬を奪う」と、また辞任の場合「印綬を解く」、「印綬を上る」、「印綬を帰す」などと記される。ただ、「綬」字が省略される場合が多いのであるが、印と綬とは必ず一組となっていたことは、元帝の時の黄門令、史游の撰による字書『急就篇』二の「綸組纒綬以高遷」の顔師古の注に、

綬とは受くるなり。以て環、印を承受する所のものなり。

とあること、時代は下るが明、張自烈撰の『正字通』に、綬、『漢官儀』に、「綬は長さ一丈二尺（中略）。」と。

此れ佩印の組なり。

とあることより想像できる。また印の構造からもそれは推測できる。印にはその上部に紐とよばれる部分があり、その形式に、鼻紐、亀紐等多くの種類の存在したことが、羅福頤氏の研究に詳かである。⁽¹⁾ 羅氏に拠れば、紐の空孔は綬をそこに通して繋ぐためのものであったという。

このように、印章と綬とは常に連結状にあったと考え

表 1

身分	出典	『漢書』百官公卿表上
諸侯王		金 璽 盤 綬
太師太傅太保		金 印 紫 綬
丞相(相国)		金 印 紫 (緑) 綬
太尉(大司馬)		金 印 紫 綬
御史大夫(大司空)		銀(金) 印 青(紫) 綬
徹(列)侯		金 印 紫 綬
前後左右將軍		金 印 紫 綬
比二千石以上		銀 印 青 綬
比六百石以上		銅 印 黒 綬
比二百石以上		銅 印 黄 綬

中国古代の色による身分表示

られ、よって綬とは印をそこに懸けるものであり、後述するようにそれは紐状の器物であることをここでまず確認しておく。

朱買臣伝を引いて先に述べたとおり、その綬は官職を表示するべく、身分、官職によって異なっていたと考えられるが、それでは次に綬の形状を説明する必要がある。先ず、前漢の制度であるが、『太平御覧』儀式部三に引く劉向の『新序』には、

高皇帝、花綬五等を造れり。

の記述がみえ、高祖の時既に綬に五等の制度を定めたところ。その詳細は不明であるが、『漢書』百官公卿表第七下には、身分、官職、官秩ごとに印綬が異なることを比較的詳しく載せている。

相国、丞相は皆秦官なり。金印紫綬。(中略)十一年(196 B.C.)相国と更名す。緑綬。(中略)哀帝元寿二年(1 B.C.)大司徒と更名す。

このような形式で、三公、以下の諸官、列侯、諸侯王、そして官秩の高低による規定が記されている。表1はそれをあらわしたものである。

ところで、その官秩による印綬の規定をみると、

凡そ吏の秩比二千石以上は皆銀印青綬。光禄大夫は

無し。

秩比六百石以上は皆銅印黒綬。大夫、博士、御史、謁者、郎は無し。其の僕射、御史の書を治め、符璽を尚る者は印綬有り。

比二百石以上は皆銅印黄綬。(中略)綬和元年(8 B.C.)長、相は皆黒綬とす。哀帝建平二年(5 B.C.)黄綬に復す。

というように、なかには比二千石の官で光禄大夫のように印綬の無い官も存在したのであり、その他先にあげた丞相についても、相国と更名し紫綬から緑綬になったりと、制度的改変もしばしば行われていたのである。この印綬の無い官と制度の改変については、その当時の政治状況とその職掌とに關係あると思われ、漢代の官制研究における重要問題として、あらためて論じる必要がある^③。

百官公卿表に示された印綬の形式は、以上のごとく印についてはその材質、綬については某色綬というだけのもので、特にここで問題としている綬については説明が甚だ不明瞭である。ただし、その細部の形状を想像させる史料もない訳ではない。『統漢書』輿服志下第三〇注に引く『漢旧儀』には、百官公卿表に記述の無い前漢の

皇帝の綬について、

皇帝の帶綬は黄地六采なり。

と記す。この「黄地六采」の意味するところは追って明らかとなるが、某色綬と記されるだけの前漢の綬にも、身分に応じて地の色、采色の数の区別があったことが予想されるのである。

後漢の綬の制度については、『統漢書』輿服志下第三〇、『東觀漢記』百官表、車服志等に記されている。表2、表3はそれぞれの史料を示したものである。このうち記述がより詳細なものが輿服志である。例えば皇帝の綬は次のように説明されている。

乗輿、黄赤綬。四采、黄、赤、缥、紺。淳黄圭。長二丈九尺九寸。五百首^④。

「〇綬。△采、〇〇〇〇。淳〇圭。長△丈△尺△寸。△首。」(〇…色彩名。△…数字)という類型化された記述は、以下の身分においても同様である。

ところで、右の記述の中で不明なのは「淳〇圭」と「△首」という箇所である。これについて輿服志は、

凡先合^⑤單紡^⑥為^⑦一系、四系為^⑧一扶、五扶為^⑨一首、五首成^⑩一文、文采淳為^⑪一圭。首多者系細、少者系麤。皆広尺六寸。

表 2

身分 \ 出典	『統漢書』輿服志下				
乘 輿 (皇 帝)	黄赤綬	四采 黄赤纁紺	淳黄圭	長 二丈九尺九寸	五百首
太皇太后, 皇太后, 皇后	乘 輿 に 同 じ				
諸 侯 王	赤綬	四采 赤黄纁紺	淳赤圭	長 二丈一尺	三百首
諸 国 貴 人, 相 国	緑綬	三采 緑紫紺	淳緑圭	長 二丈一尺	二百四十首
公, 侯, 将軍, 公主封君	紫綬	二采 紫 白	淳紫圭	長 丈七尺	百八十首
九卿, 中二千石, 二千石	青綬	三采 青白紅	淳青圭	長 丈七尺	百二十首
千 石, 六 百 石	黒綬	三采 青赤紺	淳青圭	長 丈六尺	八十首
四百石, 三百石, 二百石	黄綬	一采	淳黄圭	長 丈五尺	六十首

表 3

身分 \ 出典	『東觀漢記』車服志 (百官志…… * 印)		
諸 侯 王	金 璽 綬 綬*		
貴 人 ・ 相 国	緑綬	三采 (緑・紫・白)	純緑圭
公 卿・将 軍・公主封君	(金印)* 紫綬	二采 (紫・白)	純紫圭
司 空	金 印 紫 綬*		
九 卿・中 二 千 石	(銀印)* 青綬	三采 (青・白・紅)	純青圭
千 石 ・ 六 百 石	(銅印)* 黒綬	二采 (青・紺)	純青圭
四百石・三百石・二百石	(銅印)* 黄綬	一采	純黄圭

というが、これは次のように解釈できよう。繭より取った糸である「紡」を撚って作った織糸を「一系」という。四本の「系」を合わせたものを「一扶」といい、五「扶」を一首とする。(つまり「一首」とは二十「系」。二十本分の織り糸をいう。) また五首が単位となって一つの「文」(彩糸が織りなす文様)ができる。この文様のいりどりが「淳」(純)であるもの、すなわち色の混じりけのない単色のものを「一圭」という。身分の高低にかかわらず綬の幅は一尺六寸(約三七cm)であるから、「首」の数が多いほど糸すじは稠密となり、少ないほど逆に粗雑になる。

これに拠れば、「首」とはすなわち綬を織るのに用いる糸の多少、よって織り上げられた綬布の精粗を示す単位と考えられる。また「淳〇圭」とは、綬の文様が単色である部分ということになるが、これによっても未だ判然としない。これについて原田淑人氏は、「圭」とは綬の地色を指す語であるとし、その依拠する所を、『隋書』礼儀志七に「圭」の代わりに「質」の語が用いられていることにおく。⁽⁶⁾ この見解は妥当なものと考えられるが、それは例えば『続漢書』輿服志補注に引く丁孚の『漢儀』に、

乗輿の綬は黄地、(以下略)

とあり、「地」の語が用いられていること、また先に引いた『漢旧儀』にも同様に皇帝の綬を「黄地」と記していたことからいえることである。林巳奈夫氏はニュアンスを多少異にして、「圭」を綬の基調をなす色を示す語としている。⁽⁷⁾

これらの解釈を踏まえれば、後漢の皇帝の綬とは次のような形状のものであったと考えられる。

皇帝の綬。その寸法は長さ二丈九尺九寸(約六九七cm)、幅一尺六寸(約三七cm)。これを製作するには五百首の糸(織り糸一万本分)を必要とする。(ただし経緯の量については不明。) この綬には黄、赤、紺、縹の四色の彩糸が織り込まれるが、その中でも基調となる色(地の色)は黄である。その黄に他の三色を配合した結果、全体的な色相は黄赤色(赤味がかった黄か?)となる。

諸侯王以下もこのような意味で解釈できようが、ここで某色綬といった場合の某色の意味するところを更めて確認しておきたい。

この某色が圭の色と大部分の場合一致していることから、某色綬とは圭の色を冠したものと捉えることもできるが、そうではないことは皇帝と千石、六百石の官の綬

において明らかである。すなわち皇帝の場合黄赤綬—淳黄圭、千石、六百石の官は黒綬—淳青圭であり、某色と圭の色が異なっているのである。よってこの某色綬の某色とは、上で皇帝を例に説明したように、筆者は地の色たる圭の色に他の彩糸が織り込まれ、その彩糸との配合によって浮かび上がる、その全体的色相をいうものと解釈する。

その彩糸によって織りなされる文様のイメージは、『山海経』南山経次一、猿翼之山の「多^{おぐき}蝮虫」に対する、

蝮虫の色は綬の文の如し。

という晉郭璞の注より窺えよう。「蝮虫」とは蛇の一種と考えられ、前野直彬氏はこれを「マムシ」と解している。⁽⁸⁾ 晉代の人である郭璞には、綬の文様がちょうど蛇の色（おそらくその鱗状の体色）に類するものとして眼に写ったのであろう。⁽⁹⁾ 晉代にも印綬は存在したから、その観察はそう誤っていない筈である。

このような文様が、地の色の上に幾種かの彩糸が施されることによって浮かび上がるわけであるが、その彩糸が配合される時、圭の色を変えるまでにはゆかなかったこと、換言すれば、地の色が多く露出している場合が一

般的であったため、某色綬の某色と圭の色が一致する場合が多いのであろう。逆に某色綬の某色と圭の色が一致しない場合、例えば皇帝の場合は、地の色である黄に赤、縹、紺を施すのであるが、赤の彩糸をより多く織り込んだ結果、地の色を多少変化させた色相となり、その色の綬を黄赤綬とよんだのであり、千石、六百石の官の場合、地の色青に赤、紺を織りまぜた結果、その配合のバランスで全体的に黒色に近い色相となった、だから黒綬とよんだ、このような解釈はできないであろうか。

このように『続漢書』輿服志下によれば、後漢時代の綬の制について、かなり綿密なる規定が存したことを知りうるが、先にも『漢旧儀』を引いて触れたように、前漢にもただ史料上に現れないだけで、同様な規定が存在したと予想される。さらにいえば、後漢の綬の制は、前漢のそれを踏襲したものであったと考えられる。そのことは、百官公卿表と輿服志との記述を比較してみても、身分、官秩と綬の色との対応関係にあまり変化がないことからいえる。例えば、紫綬→青綬→黒綬→黄綬という階梯は前、後漢を通じて変化はないのであって、それに対応する官秩もほぼ変わっていない。百官公卿表と輿服志を比較してみても、その記述内容に大きな変化が認め

られるのは、皇帝をはじめとして公卿表にみえなかった記述が増したことを除けば、諸侯王の綬が藍綬⁽¹⁰⁾から赤綬になっていく点である。仮りに後漢の制度が前漢のそれを継承したものとすれば、綬の製法、長幅、彩色等は後漢の史料にあらわれるものと大差なかった筈である⁽¹¹⁾。

三

以上のように、前漢、後漢を通じて綬には身分に応じたその形状に差等が設けられていた。その差等とは、『続漢書』輿服志によれば、長短、精粗、あるいはその地色（「圭」の色）、彩色の数の多寡、それらが複合してなる、例えば紫綬、青綬といった全体的色相といったものであった。これら差等が設定されていることはすなわち、綬に身分表示の機能が具備されていたことを意味すると考えられるが、『北堂書鈔』儀飾部、『初学記』器物部に引く『漢官儀』に、

綬は（中略）尊卑を別ち、有徳を彰らかにする所以のものなり。

とあるのはそれを裏づけるものであろう。

ところで、『続漢書』輿服志におけるその差等をより突き詰めれば、一つは綬の彩色の数、長短、織り糸の量

が身分が低くなるにしたがい減少する点、いわば数の多寡にそれがおかれていた。そしてもう一つの差等は、黄赤綬→赤綬→緑綬→紫綬→青綬→黒綬→黄綬という色彩そのものにもあった。要するに綬の有する身分表示の機能は、①数の多寡、②色彩という二つの要素から成るといえる。

これに関して、日本古代の衣服制研究の一環として、冠位十二階の冠の色の淵源を考察された武田佐知子氏は次のような見解を示された。中国において色彩が序列化され、身分を表示するものとして用いられるようになるのは北魏の太和十年（486）、考文帝による五等公服の制定までしか溯れない。身分表示の機能を有するものとしての綬は、①の数の多寡という差等に中心がおかれている。綬において色彩が身分を表示する要素でないことは、例えば地色である圭の色が、皇帝と四百石から二百石までの官とで同じく黄色であり、よってある特定の色彩が各身分に占有、固定されたものでないことからいえる⁽¹²⁾。②の色彩という要素が、綬の身分表示とは無関係とされた訳であるが、圭の色に関しては武田氏の主張を首肯すべきである。ある色が特定の身分を象徴するものでないことは、圭の色と彩糸との組み合わせにおいて

明らかである。ただし、その圭の色に幾色かの彩糸を織り込んだ結果成る、某色綬の某色が、明らかに身分によって異なる点は見逃がせない。しかも、冒頭に示した夏侯勝伝の事例のように、「青紫を取る」の語をもって高位高官の印綬を獲得することとしていたことからすれば、色彩そのものも身分の高低を可視的に表示する要素と考えるべきではなからうか。筆者は某色綬の某色が身分ごとに異なっていることは、武田氏が北魏太和十年より溯り得ないとされる、色彩と身分の結合に先行するものと考えるのである。以下に挙げる諸史料は、漢代、そしてそれ以前の色彩と身分の結合の事例であり、そうした例の存在はまた、綬以外にも身分表示に色彩が使用されていたことを示し、綬の身分表示という機能の中で、色彩という要素の比重がかなりのものであったことを示すものである。

まず『左伝』哀公十七年にみえる記事である。

春、衛侯虎幄を藉圃に為る。成りて令名の者を求めて、之れと始めて食せんとす。太子、(渾)良夫をせしめんと請う。良夫、衷甸而牡に乗り、紫衣狐裘に至る。裘を袒ぎ、劔を積かずして食す。太子牽きて以て退かしめ、之れを数めるに三罪を以てし、之れ

中国古代の色による身分表示

を殺す。

衛の莊公蒯聵⁽¹³⁾(在位 480~478 B.C.)は、藉圃に新たに虎の彫刻で飾った室を築く。その祝宴に評判のよい人物を選び、宴の正客として招こうとしたが、その人選に適ったのが渾良夫という人物であった。彼は中型四頭立ての馬車に乗り、紫衣狐裘を身につけてやって来た。ところが、衣裘をはだぬいだまま、さらに劔を佩びたまま宴席に着いてしまう。太子疾は見かねて、死に相等する罪が三を越えたとしてこれを殺す。

渾良夫という一人の人物の非礼を伝えたに過ぎないと思われるこの史料も、実は身分と色彩との関係を示唆する数少ない史料の一つである。というのは、⁽¹⁴⁾「三罪」の一つに、杜注が紫衣を数えていることである。「紫衣」が死罪に当たる理由について杜注は、「紫衣、君服。」といい、君主の衣服の色を僭したからとする。『会箋』はその解釈を敷衍して、『礼記』玉藻に、「君子、⁽¹⁵⁾(中略)狐裘黄衣以裼之。」とあるごとく、大夫士の狐裘の上に着る衣は黄衣であったから、良夫はその色を用うべきだったと述べ、さらに同じく玉藻に「君衣狐白裘、錦衣以裼之。」とあり、ここで衛君の衣とした「紫衣」と齟齬するが、それは「乃時君(莊公)所尚」(『会箋』)であるか

らとしている。これらの註釈を積み重ねて、渾良夫の罪の一つを、大夫の衣を僭して君の衣の色たる紫を用いたことと解釈すれば、春秋時代の衛國に、身分に応じた服色の制が存在したことを予想できうるのである。

ところで紫色の好尚は、この衛の莊公より溯ること二百数十年、魯の桓公（在位 711～694 B.C.）の頃より始まっていたと思われる。『礼記』玉藻には、

玄冠に紫綏するは、魯の桓公自ら始まるなり。

とあり、玄冠のあごひもである綏に紫を用いたという。

また、これを衣に用いたのが齊の桓公（在位 685～650 B.C.）で、『韓非子』外儲説左上には、

齊の桓公、紫を服するを好み、一国尽く紫を服す。

是の時に当たりてや、五素に一紫を得ず。桓公之れを患へ、管仲に謂いて曰く、「寡人紫を服するを好む。紫の貴きこと甚し、一国の百姓紫を服するを好んで已まず。寡人奈何んすべき。」と。管仲曰く、

「君何ぞ試みに紫を衣る勿からざるや。左右に謂いて曰へ、『吾甚だ紫の臭を惡む。』と。是に於いて左右に適ま紫を衣て進む者有らば、公必ず曰へ、『少しく卻け。吾紫の臭を惡む。』と。」公曰く、「諾。」と。是の日に於いて郎中に紫を衣る莫く、その明日

國中紫を衣る莫く、三日にして境内紫を衣る莫きなり。

という。君主の好尚が國中に広まり、それが桓公の「患」となったと伝える。身分の高い者がある色彩を衣服に用いる。すると下位の者はすぐさまその模倣にとりかかる。それを知って身分上位者はその独占に努めるといふ構図が読みとれる。文中「紫は貴きこと甚し。」の「貴」とは、五素もても一紫を得られないという値の高騰をいうのであろうが、国君たる自分だけが使用できる尊貴な色であるという捉え方も可能であり、それを侵された桓公の苦悩が「寡人奈何んすべき。」の語に示されているととれる。とすれば、この史料も、色彩が特定の地域、時代ではあれ、身分と関係したものとして捉えることができよう。『文選』卷一八、梁任昉の「天監三年策秀才文三首」に載る、

昔紫衣は賤服なり。猶お齊風に化せらるるがごとし。

の記事は、賤色の紫が広い好尚の対象となったのは、この齊國の影響によるとしている。紫が賤色というのは、『論語』陽貨篇に、

紫の朱を奪うを惡む。

とあり、「朱、正色。紫間色之好者。惡其邪好而奪正色。」（孔安国注）という間色という意識に根ざすもののようなのである。このように儒家の議論の対象となっていたことからしても、紫の好尚の広まりは急激かつ広範囲にわたるものだったのであろう。

衣服の色彩が身分表示の要素として機能していると思われる例は他所にも見うけられる。『荀子』卷十二正論篇には、

治古には肉刑無くして、象刑有り。（中略）殺は赭衣して純せず。

といい、罪囚の衣服を論じている。それによると、古の理想的な治世には肉刑は存在せず、ただ外貌形象を特異にし辱しめる象刑のみであった。そのうち、死罪に当たる者には「赭衣」で「純」すなわち衣服に縁どりのないものを着せたという。

「赭衣」とは『説文』に、「赭、赤土也。」といい、清王先謙の『荀子集解』はこれに従って、「以赤土染衣。故曰赭衣。」というように赤土で染めた衣服だと考えられる。「赭」はまた、『広雅』釈器に、「赭、赤也。」とあり、『詩経』邶風簡兮の「赫如渥赭。」に対して『經典釈文』が、「赭、丹也。」などというから、赤土で染めた

中国古代の色による身分表示

結果は、赤色、丹色に近い色相になったものと考えられる。

この「赭衣」はやがて罪囚の代名詞として史料に登場する。『漢書』刑法志第三には、

秦始皇に至り、（中略）姦邪並びに生じ、赭衣路を塞ぐ。

と記され、同書食貨志第四上にも、右の史料の事情を説明するかのよう、董仲舒が武帝に秦の圧政の結末を次のように説いている。

重ぬるに貪暴の吏を以て刑戮妄りに加えられ、民愁いて聊き亡し。山林に亡逃して転じて盜賊と為り、赭衣道に半ばにして、断獄歳ごとに千万を以て数う。

と。罪人がひしめきあう情景を「赭衣」の語を以て表現している。

また、漢代にあって赭衣が実際に罪囚の衣として用いられていたことは、同じく『漢書』外戚伝第六十七上に、

高祖崩じ、恵帝立つ。呂后は皇太后と為るや、乃ち永巷をして戚夫人を囚えしめ、髡鉗して赭衣を着せ、舂かしむ。

と。高祖の寵愛をあつめた戚夫人に対して、呂后はその嫉妬心より夫人を幽閉し、頭髮を剃り(「髮」)、鉄のたがで首を束ね(「鉗」)、赭衣を着せ、白をつかせたのであった。哀れにも手足を切断され、眼をえぐり取られ、廁中に置かれて「人彘」とよばれる直前のことである。

このように古代中国に於いて罪囚は「赭衣」という赤土で染めた色の衣服を着せられていたのであり、それは一般人と区別して、罪囚であることを可視的に表示するという目的をもったものと考えられる。その場合、区別の決め手となる要素が、上で述べたごとく、赤、丹色に近い色相と思われる赭であった。

それでは一般庶人の服色を漢代にみれば、『漢書』成帝紀第十に、

青、緑は民の常に服する所なり。

とあり、永始四年(13 B.C.)に出された、百官に儉約を求める詔勅の一部には、庶人に対して衣服の色をこの二色に限定するよう命じたことが記録されている。顔師古の注の「然則禁紅紫之属。」の蓋然性はともかく、民衆の衣服の色を為政者が制限していることは、身分秩序を色彩と結びつけている点で注目し値する。

そもそもこの成帝の詔の背景には、当時の服飾が奢侈

をきわめたものであったことがある。『漢書』賈誼伝第十八に載る文帝への上奏文には、

今民の僮を売りし者、之れに繡衣、絲履偏諸の縁を為る。(中略)倡優下賤も後の飾を為すを得たり。然り而して天下屈せざる者、殆んど未だ有らず。

という状況が記される。「僮」すなわち隸妾を売買する者は、(その商品価値を高めるため)繡衣を着せ、絲履をはかせ、偏諸(装飾用の組紐)で衣服を縁どるといった華美な付属品を用意する。倡優等賤者の服飾は既に皇后のそれに等しい。このような状況はやがて天下を覆ってしまうというのであるが、成帝は彼の時代依然として続いていたこうした風潮を断ちきらんが為に、上述したような衣服の色に関する制限を設定したのであろう。

また以下二例の後漢の制度は、色彩と身分が綏と同じ程度に規定されている例である。先ず、『統漢書』輿服志上第二十九の輿車の規定には、車体を覆う蓋について、身分ごとにその色を異にすることが含まれている。それによると皇帝の「徳車」、すなわち兵車、田車とは異なる、専ら乗用に供する車の蓋は「羽蓋」とされる。注に徐広が「翠羽蓋」というに拠れば、雌のカワセミの青紺色の羽で製作したものであろうか。太皇太后、皇太后

はただ「蓋」と記されるばかりでその色は今に伝わらないが、続く皇太子、皇子の場合は「青蓋」、三公、列侯は「皐繒蓋」、中二千石、一千石は「皐蓋」、三百石以上（二千石未満）は「皐布蓋」、二百石以下は「白布蓋」となっている。ここでいう「皐」とは、『広雅』釈器に「皐、黒也。」とあるごとくで、「繒」、「布」とはその素材の違いをいう。⁽²⁰⁾ 以上の色を序列化すると、

青紺（羽）↓青↓皐↓白

となる。後漢時代における身分と色彩との結合を示す史料の一つであるが、上でも少し触れたように、この例にみえる色の序列が綬のそれと異なっていることは、同時代であっても器物が異なれば、身分に対応する色の序列も異なるということ、すなわちある色彩が特定の身分を統一的に示すものではないことを示唆する史料でもある。ちなみに綬、蓋両者の色の違いとは、皇帝についていえば、綬の色は黄赤、蓋では徐広にしたがえば翠の色たる青紺となっている。また、二百石の官の綬は黄であったのに対し、車蓋は白となっているのである。

同様な例として、同じく輿服志下第三十に女子嫁娶の際の衣服についての規定がある。

公主、貴人、妃以上の嫁娶には、錦、綺羅、縠、繒

中国古代の色による身分表示

を服すを得。采は十二色。重縁の袍。

特進、列侯以上は錦、繒。采は十二色。六百石以上は重練。采は九色。丹、紫、紺を禁ず。

三百石以上は五色の采。青、絳、黄、紅、緑。

二百石以上は四采。青、黄、紅、緑。

賈人は緇、縹而已。

文中「采」の数は、錦、重練等の布地に織り込む際の彩糸の数である。綬との類似点といえば、この彩糸の数の多寡が身分が低くなるほど減少するという点であり、ただ綬の彩糸では、皇帝に用いられる赤、紺が千石、六百石の官にも使用されるのに対し、この例では「禁」の文字が示すように、上位の身分の色を下位の者が使用することは許されなかったという点では、根本的に異なるものである。右の史料からは、次のような色の序列の存在を読みとれる。

丹紫紺↓○○↓絳↓青黄紅緑↓緇縹

十二色全ては知り得ないし、また「丹紫紺」などの内部に色の序列を認めることはできないが、例えば紫と緑とを比較した場合、明らかに紫の方が上位に置かれているのであり、身分と色彩の結合を示す史料であると同時に、綬の場合紫と緑との関係がこれと逆であるという点

からは、綬の色の序列の独自性を示す史料である。

このような例からみれば、古代中国にあって社会的身分、貴賤上下の区別を可視的に表示する要素として、色彩そのものを考えないわけにはゆくまい。春秋時代から後漢にかけての史料に、常に衣服、その他の器物など、何らかの形であらわれているのであり、そのことは古代中国における、色彩による身分表示の存在を意味し、武田氏が主張された北魏より溯らせることは可能だと考えられるのである。そして以上の事例の存在は、綬について、その身分表示の要素として、色彩が如何に重きをなしていたかを予想させるものである。

四

そのことは、冒頭で挙げた『漢書』夏侯勝伝の「青紫」が、高位高官を示す語として、具体的には三公の青綬、紫綬のこととして、門生たちの憧憬の対象たりえたことがよく示している。同様な意味で「青紫」が用いられている例は、『漢書』楚元王伝第六にも見えている。

今王氏一姓に、朱輪華轂に乗る者二十三人、青紫貂蟬は幄内に充盈し、左右に魚鱗たり。

「王氏」とはもちろん元帝の王皇后の一族であり、右の

文は成帝の頃より目立ってくるその専横がかくも甚しいとする劉向の言である。朱に塗りあげられた車輪（「朱輪」、美しく飾った車軸（「華轂」、貂の尾と蟬の羽でつくった冠の飾り（「貂蟬」）とともに王氏一族の絶頂ぶりを示すものとしてあげられている「青紫」を、『漢書補注』に王先謙が、「漢制、列侯紫綬、二千石青綬。」というから、この場合も高位高官の綬である青綬、紫綬と考えてよさそうである。高官に就く者が多数いることを、この「青紫」の語をもって表現しているのである。

また、『後漢書』耿弇伝第九には、
弇兄弟六人、皆青紫を垂れる。（中略）当代以て榮と為す。

と。耿弇は、前漢末から後漢初にかけての人。光武に従い建威大將軍に任ぜられ、当時各地に蜂起していた銅馬、高湖、赤眉、青犢の諸賊を撃破し、その功を以て建武二年（26）好時侯に封ぜられる。同五年には弟の舒が牟平侯に封ぜられ、さらに同十二年には、その下の弟の国、広、舉が中郎將に任ぜられ、末弟の霸もこの年死去した父、況の陰廩侯の爵を襲う。右の史料は、この兄弟うち揃っての榮達を時の人が讃えたことを伝えたものである。ここにみえる「青紫」について、歴代の注釈家は

註を残していないのであるが、同書馮衍伝第十八下の次のような記述と註はその解釈に参考となる。

(馮) 衍少くして名賢に事え、顯位を経歴し、金を懷き紫を垂れ、(以下略)。

末句に対する李賢の注は、「金謂_レ印也。紫謂_レ綬也。」として、金印紫綬の官に就いたことと解している。

これに抛れば、耿弇伝の「垂青紫」も、青綬、紫綬を指すと考えられ、そのことは耿弇とその弟舒、末弟霸が封ぜられた列侯の綬が、表2より紫綬であること、また他の弟たちの任ぜられた中郎將は官秩比二千石の官であるが、その秩に賜与される綬が青綬であること、以上より明らかであろう。

これらの事例より、青綬、紫綬が文献中に高位高官を示すものとして、さらに漢代の人々の関心を集めるものとして記されていることがわかる。そして注目すべき点は、

青紫を取る。(『漢書』夏侯勝伝)

青紫幄内に充盈す。(同書楚元王伝)

青紫を垂れる。(『後漢書』耿弇伝)

という記述法である。これは窮極的には記録者の態度に根ざす問題であるが、「青綬、紫綬」と記さずに、敢え

中国古代の色による身分表示

て「青紫」と記している。或いは当時の読み手は前後の脈絡から綬のことと判断するのであったかもしれないが、より積極的な想像をすれば、そればかりでなく、すぐに綬のことと判断させる共通の認識が存在していた。それは、青綬、紫綬は身分の高い官であるという認識、綬の色を見ればその身分を判別できるといふ共通の観念である。つまり、綬の色そのものが身分を可視的に表示する要素たりえたということである。

とすれば、身分が低くなるにつれて、

黄赤綬↓赤綬↓緑綬↓紫綬↓青綬↓黒綬↓黄綬(『続漢書』輿服志による)

という序列を認めうる後漢の綬の制においては、その序列が色そのものの序列によったとも考えられる。つまり、仮りに黄綬と紫綬とを比較した場合、紫綬がより高い身分の者に与えられるが、それは紫という色が黄色よりも上位におかれる色であったから、ということである。

先にも述べたように某色綬といった場合、地の色である圭の色に、彩糸を織り込んだ時現れる全体的色相を某色で表現するのであるが、その色の序列とは、

黄赤↓赤↓緑↓紫↓青↓黒↓黄

というものである。ちなみにそれを前漢の制にみれば、皇帝等不明のものを除けば、

藍↓紫(緑)↓青↓黒↓黄(『漢書』百官公卿表上に
よる)

相国(丞相)の綬が途中より緑綬となつてはいるが、その下に紫綬の官が置かれていたから、紫以下は後漢と同じ色の序列になっていることになる。

武田氏は、色が序列化されて身分を表示するようになるのは北魏の頃までしか溯れないとされたが、この綬の制には既に色の序列化がなされていると考えられるのである。

以上、漢代の綬の制において、その身分表示の機能を担う要素として、数の多寡(長短、精粗、彩糸の数)ばかりでなく、色そのものも認められることを論じてきた。とはいえ、その色の序列を考える時、紫、緑といった、以前には間色として正色に準ずる色とされた色が、綬の制においては正色よりも上位に位置することから、その色の序列の系譜の考察が今後の課題となろう。さらに、綬は日常佩びるものなのか、非日常的な機会にのみ使用されるものなのかといった基本的なこともまだ明らかにされていないのである。文中で指摘しておいた綬の

ない官、綬の改変とともに今後の総合的考察が必要であるろう。

註

(1) 羅福頤『古璽印概論』(文物出版社、一九八二)一七—二五頁。(邦訳『図説中国の古印—古璽印概論』北川博邦訳、雄山閣出版、一九八三)

(2) 古代中国の印章制度については、注1の他、栗原朋信「文献にあらわれた秦漢璽印の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇所収)、小林庸浩(斗倉)「漢代官印私見」(『東洋学報』五〇—三、一九六七)、駒井義明「伝国璽に就いて」(『藝林』一四—二、一九六三)等の所論に詳かである。

(3) 陶希聖『中国政治制度史』全四冊、台湾、啓業書局、民国三二(一九四三)年。第二冊によると、印綬の有無は行政権の存否に関わるという。例えば、大夫、御史、謁者、郎官は「都是不治而議論与侍從宣達左右之職」(三〇〇頁)という官、いわゆる散官で、印を使用する文書行政には携わらない官であった。この散官と同様に加官、すなわち独立の官ではなく、列侯、將軍、卿大夫、都尉、尚書等に冠号する官にも印綬は与えられないとする。例えば大司馬大將軍某といった場合の「大司馬」は加官である(二九九頁)。武帝の元狩四年(119 B.C.)、初めて大司馬を置くが、その時もこのような加官であつ

た。

ところで、印綬の制の改変の理由をこの大司馬に対する印綬の取扱いより探りうる。すなわち、武帝元狩四年、宣帝地節三年(57 B.C.)に大司馬が置かれるが印綬は与えられなかった。成帝綏和元年(86 B.C.)に初めて金印紫綬が賜与される。その三年後(哀帝建平二年)印綬は省かれ、さらにその四年後(哀帝元寿二年)には復される。七年間という短期間にめまぐるしい改変がなされるのであるが、その改変の事情は以下のようなものであった。①成帝綏和元年、御史大夫何武が古制にならい、丞相に大司馬、大司空を加えた三公設置を建言する。成帝はそれを採用し、当時の曲陽侯で大司馬驃騎將軍であった王根を大司馬とし、官属を置き、印綬を賜い、驃騎將軍を退かせる。そのことはすなわち、驃騎將軍にかわるものとして、大司馬が単なる冠号から行政権を持つに至ったことを示す。(以上『漢書』朱博伝第五十二)。なお、この時御史大夫も大司空と更名せられ、印綬は銀印青綬から金印紫綬に改められるが、この改変は俸禄を増して丞相と等しくしたこと(『同書』成帝紀第十。朱博伝にもみゆ)。この点に関係あると思われる。)②哀帝建平二年(5 B.C.)、この年大司馬の印綬が除かれるが、これは時の大司馬傅喜が従姉で哀帝の祖母である傅太后の気嫌を損ね、官を罷免されたことによる。彼の後任として丁明が就いたのは大司馬衛將軍であり、大

司馬は既に単なる加官、冠号にすぎなくなっている。(朱博伝)③哀帝元寿二年(1 B.C.)三公の制を復活する。丞相(孔光)は大司徒に、建平二年に旧名に戻されていた御史大夫(彭宣)は大司空に、そして大司馬衛將軍(董賢)を大司馬とし、印綬が再び与えられる。再び行政権を持つ官となったことを示している。(『同書』哀帝紀第十一)

よって、これらの印綬の制の改変は、その官に行政権を与えるか否かに関わるものであり、また印綬の種類を変更することは、御史大夫の場合にみたように、その秩禄の増減に伴うものと考えられる。ただし、その行政権の認否がいかなる意図のものになったものかは、哀帝がその政治的関心を皇帝権の強化におき、武帝、宣帝に則ろうとした(哀帝紀賛)という点が一つの手懸りとなるが、当時の政治状況とからめて再論する必要がある。

- (4) 旧本は「二」字を脱す。評点本の校勘により補う。
- (5) 林已奈夫『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所、一九七六)一〇一頁。
- (6) 原田淑人『増補漢六朝の服飾』(東洋文庫、一九六七)一五九頁。
- (7) 林『前掲書』一〇一頁。
- (8) 前野直彬『山海経、列仙伝』(集英社、全釈漢文大系三三、一九七三)四五―六頁。

(9) 『山海經』にはもう一つ同様な例を載せる。北山經次一、大威之山には、「有蛇、名曰長蛇。」とあり、郭注は説者云として「今蝮蛇。色似艾綬文。」という。艾綬とは、『漢官儀』に「二千石以上、銀印綠綬、亦曰艾綬。」と、また『後漢書』馮魴伝第二十三の「紫艾綬」に李賢注は「艾、即整綠色也、其色似艾。」とあるように、緑に近い色相を具えたものと思われる。

(10) 『漢書』百官公卿表の注に、如淳曰「整音戾。整、緑也。以緑為質。」、晉灼曰「整、草名也。出琅邪平昌縣、似艾、可染緑、因以為綬名也。」というように緑に似た色の綬と思われる。

(11) 本稿では漢代の綬についてのみ考察したが、前漢の綬の制はさらに秦制を承けたものであり、その淵源はそれ以上に溯りうるという議論もある。まず『統漢書』輿服志下には、「整佩既に廃され、秦乃ち采組を以て璪に連結す。光明章表たり。転相結綬す。故に之れを綬と謂う。

漢は秦制を承け、用つて改めず。」とあり、綬の名は秦より始まり、その制度を前漢が継承したと伝える。また『史記』蔡沢伝第十九には、「懷黄金之印、結紫綬於要。」とあり、戦国末、燕の人蔡沢は秦以前既に綬を佩びていたという。また唐蘭は綬は韍(儀式用の前掛)を結ぶ紐、帯が秦以後變化したものであるとされた。(唐蘭「毛公鼎朱韍葱衡玉環玉璫新解」『光明日報』一九六一、五、九)

(12) 武田佐知子「中国の衣服制と冠位十二階―五行思想と服色」(『女子美術大学紀要』一三、一九八三。同氏著『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四、に加筆補訂して所収。)一四二―一七二頁。

(13) 『会箋』は「二十五年、衛侯為靈台于藉圃。是藉圃衛侯遊觀之地。」としている。

(14) 杜注は「紫衣、袒裘、帶劍」を三罪に数え、『会箋』は四番目の罪を、他国(晉)に出奔していた者(莊公)を、謀って君としたこととする。(杜注、『会箋』とも哀公十七年の註)

(15) 鄭注に、「君子、大夫士也。」という。

(16) 『荀子集解』に「純、縁也。」とあるに拠る。

(17) 婦人の刑。『漢書』惠帝紀第二注に応劭曰く、「春者、婦人不予外徭、但春作米。」とある。

(18) 外威伝の他、『史記』呂太后本紀第九にもみえるが、緒衣の記述はない。

(19) 『説文』に「翠、青羽雀也。」と、『爾雅』積鳥に「翠、鷩。」とあり、郭璞注に「似燕紺色。」という。班固『西都賦』の「翡翠火齊」の李善注に「雄赤曰翡、雌青曰翠。」とあるに拠る。

(20) 『説文』に、「繒、帛也。」「布、枲織也。」とあり、繒はきぬ、布は枲(麻)の織物といえる。